

静岡県青少年のための 良好な環境整備に関する条例のあらまし

平成 31 年 2 月 1 日改正条例施行



[第 1 条] 条例の目的

この条例は、青少年の健全な育成を図るため、良好な環境を整備することを目的としています。

[第 3 条] 青少年の定義

この条例で「青少年」とは、満 18 歳に達するまでの者（婚姻によって成年に達したものとみなされる者を除く）のことをいいます。

[第 4 条、第 5 条] 県民の責務・保護者の役割

この条例では、青少年の健全な育成を図る目的を達成するため、県民の責任や保護者の役割を明らかにしています。

○県民の責務

すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、常に良好な環境を整備するように努め、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければなりません。

○保護者の役割

保護者は、その監護する青少年を正しくあたたかい環境で心身ともに健やかに育成するよう努めなければなりません。

[第9条、第9条の2] 有害興行や有害図書類に関する規制

◎有害興行・有害図書類とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

個別指定

次の基準に該当すると認められ、個別に知事が指定したものです。

- ①著しく性的感情を刺激するもの
- ②著しく粗暴性・残虐性を助長するもの
- ③著しく犯罪・自殺を誘発・助長するもの
- ④著しく道義心を傷つけるもの

包括指定

次の基準に該当する図書類は、自動的に有害図書類になります。

- ①書籍又は雑誌で、卑わいな姿態や性行為を描写したページが20ページ以上又は全体の5分の1以上あるもの
- ②DVD等で、卑わいな姿態や性行為等を描写した場面が合計で3分間を超えるもの

【興行場を経営する者又は興行を主催する者は】

◆入場の制限

映画館等の興行場を経営する者は、有害興行を行っている場所に青少年を入場させてはいけません。

(罰則：違反者には20万円以下の罰金が科せられます。)

◆入場禁止の掲示

有害興行を行うときは、有害興行であること及び青少年の入場禁止についての掲示をしなければなりません。

(罰則：違反者には5万円以下の罰金が科せられます。)

<掲示の様式>

青少年の入場禁止

ただいま上映中の〇〇〇〇〇は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の規定により青少年に有害な興行として指定を受けましたから、青少年の入場を堅くお断りします。

※縦20cm以上×横50cm以上の大きさとする。

【図書類の販売又は貸付けを業とする者は】

◆販売や貸付け等の禁止

有害図書類を青少年に販売、頒布、貸付け、閲覧、視聴、聴取させてはいけません。

(罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。)

◆購入等を禁止する旨の掲示

有害図書類の陳列場所には、青少年の購入等を禁止する旨の掲示をしなければなりません。

(罰則：違反者には5万円以下の罰金が科せられます。)



<掲示の例>

成人向けコーナー

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例により、18歳未満の方の(購入、借受け、閲覧、視聴、聴取)はできません。

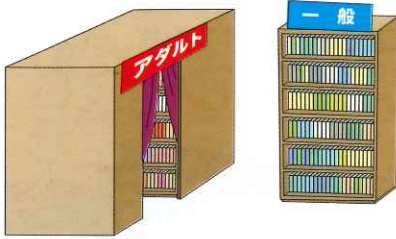
◆有害図書類の陳列場所の区分

有害図書類を陳列するときは、次のいずれかの方法で一般の図書類と区分し、店内の容易に監視できる場所に置かなければなりません。知事は違反者に対し改善命令を行うことができます。

(罰則：命令に従わない者には20万円以下の罰金が科せられます。)

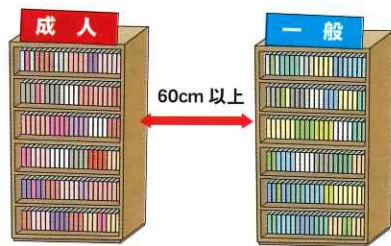
<有害図書・DVD等の区分陳列の方法>

① 成人コーナーを設ける方法



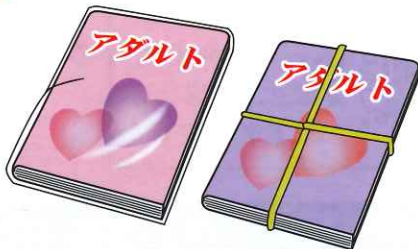
間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列する方法

② 一般図書類と距離を離す方法



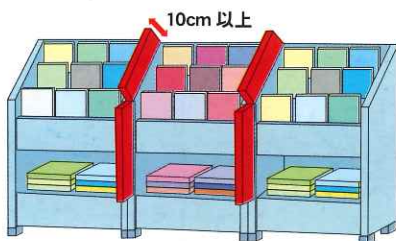
有害図書類以外の図書類を陳列する棚から60cm以上離れた棚に有害図書類をまとめて陳列する方法

③ ビニール包装、ひも掛け等の方法



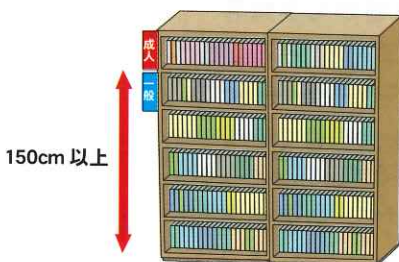
ビニール袋等により全体の包装を行う方法、伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る方法その他の方法により、容易に閲覧できないようにして、有害図書類をまとめて陳列する方法

④ 一般図書類と仕切る方法



有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10cm以上張り出した透視できない材質及び構造の仕切り板を2箇所以上設け、それらの仕切り板の間に有害図書類を陳列する方法

⑤ 背表紙のみ見えるようにする方法



床面から150cm以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列する方法

すべての人は、青少年に有害興行や有害図書類を見せてはいけません。

[第10条、第10条の2] 有害がん具類等に関する規制

◎有害がん具類等とは、次の基準に該当すると認められ、個別に知事が指定したものです。

基準

- ①構造及び機能が著しく性的感情を刺激するもの
- ②人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるもの

<有害がん具類等の例>

特殊警棒、玩具銃（ばね式、空気式、ガス式で一定以上の威力があるもの）、電動式自慰器具、バタフライナイフ、クロスボウ など

【がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は】

◆販売や貸付けの禁止

有害がん具類等を青少年に販売したり、貸し付けしてはいけません。

（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

◆有害がん具類等の陳列場所の区分

有害がん具類等を陳列するときは、一般のがん具類等と区分し、店内の容易に監視できる場所に置かなければなりません。

知事は違反者に対し改善勧告を行うことができます。

◆購入等を禁止する旨の掲示

有害がん具類等の陳列場所には、青少年の購入等を禁止する旨の掲示をしなければなりません。



<掲示の例>

成人向けコーナー
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例により、
18歳未満の方の（購入、借受け）はできません。

[第9条の3、第10条の3] 不健全図書類・不健全がん具類等に関する自主規制

◎不健全図書類・不健全がん具類等とは、有害指定はされていないが、有害指定の基準に照らして同等・類似のものをいいます。

<不健全図書類・不健全がん具類等の例>

- ・ポルノ小説（有害図書類に個別指定されていないもの、包括指定に該当しないもの）
- ・一部週刊誌や雑誌等（ヌード等が掲載されているページが20ページ未満のもの等）
- ・過激なイメージビデオ（ヌード等はないが、下着や水着等で過激なポーズ等のもの）
- ・犯罪や自殺等につながる図書類（犯罪マニュアルや自殺マニュアル等）
- ・18歳以上向けのゲームソフト（性的なゲームソフトや残虐なゲームソフト等）
- ・性的がん具類（有害がん具類等に指定されていないもの）
- ・刃物類（一般に家庭用、学習用及び業務用に使用する以外の刃物で、有害がん具類等に指定されていないもの）

【図書類・がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は】

◆販売や貸付け等の自主規制

不健全図書類・不健全がん具類等を扱う場合には、販売や陳列方法について、有害図書類・有害がん具類等と同様に扱うように努めなければなりません。

（青少年への販売等の制限、一般図書類・がん具類等との区分陳列、青少年の購入等を禁止する旨の掲示）

【第10条の4～第10条の8】 図書類・がん具類等自動販売機等に関する規制

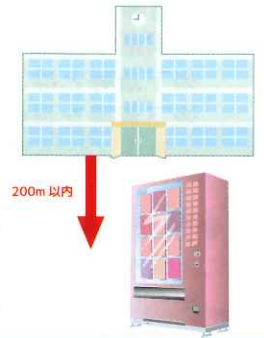
【自動販売機や自動貸出機で、図書類・がん具類等の販売等の業を行う者は】

◆届出義務

事前に自動販売機等ごとに必要事項を知事（政令市においては市長）に届け出なければなりません。
（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

◆収納の制限等

- ・有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはいけません。
（罰則：違反者には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。）
- ・また、収納されている図書類やがん具類等が有害指定を受けた場合、指定があった日から5日以内に自動販売機等から撤去しなければなりません。
（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）



【第12条、第12条の2】 有害広告物等に関する規制

◎有害広告物とは、著しく性的感情を刺激するものなど、個別に知事が指定したものです。

【広告主や広告物の管理者は】

◆表示の禁止

有害広告物を公衆に表示してはいけません。
（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

【図書類・がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は】

◆ビラの頒布の制限

青少年に対し、有害広告ビラを頒布したり、頒布させたりしてはいけません。
（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

◆中止命令

知事が指定した職員や警察官は、青少年に対して有害広告ビラを頒布している者に対し、中止命令を行うことができます。

（罰則：命令に従わない者には30万円以下の罰金が科せられます。）

【第14条】 質物の受入れ及び古物等の買受けに関する制限

【質屋、古物商、金属くず商等は】

◆買受けの制限

青少年から物品や有価証券を質にとったり、古物や金属くずを買受けたりしてはいけません。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合はこの限りではありません。
（罰則：違反者には10万円以下の罰金が科せられます。）

【第14条の2】 淫行及びわいせつ行為の禁止

【すべての人は】

◆青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはいけません。

（罰則：違反者には2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。）

◆青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教えたり、見せたりしてはいけません。

（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

【第14条の3】 入れ墨の禁止

【すべての人は】

◆青少年に入れ墨をしてはいけません。また、入れ墨することを勧誘したり周旋したりしてはいけません。

（罰則：違反者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。）

【第14条の4】 着用済み下着等の譲受け等の禁止

【すべての人は】

◆譲受け等の禁止

青少年に対し、対償を供与し、又はその約束をして、青少年が着用した下着等（着用したと称するものを含む。）を譲り受けてはいけません。

（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

※下着等とは、下着又はだ液若しくはふん尿をいいます。

※下着等を現金で買い取ることはもちろん、例えば、物品を与えて譲り受けることも禁止されます。



◆売却の委託、紹介、勧誘の禁止

青少年から着用済み下着等を売却する委託を受けたり、青少年に対して、売却の相手方を紹介したり、着用済み下着を売却するように勧誘してはいけません。

（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

【第15条】 場所の提供及び周旋の禁止

【すべての人は】

◆次の行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知って、その場所を提供したり周旋したりしてはいけません。

（罰則：違反者には30万円以下の罰金が科せられます。）

- ・淫行又はわいせつ行為
- ・入れ墨
- ・着用済み下着等を譲り受ける行為、下着等の売却の委託を受ける行為、下着等の売却の相手方を紹介する行為
- ・飲酒又は喫煙
- ・暴力行為
- ・とばく行為
- ・麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為
- ・催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品等をみだりに使用する行為

【第16条】 深夜外出の制限等

【保護者は】

◆深夜外出の制限

青少年を深夜（夜11時～翌朝4時までの間）に外出させないように努めなければなりません。

【すべての人は】

◆深夜の連れ出しの禁止

保護者の承諾を得ないで、深夜に青少年を外に連れ出してはいけません。

（罰則：違反者には10万円以下の罰金が科せられます。）

【深夜営業店の経営者等は】

◆深夜営業店の入場禁止

次の施設の経営者等は、深夜に、保護者同伴でも施設内に青少年を入場させてはいけません。

（罰則：違反者には20万円以下の罰金が科せられます。）

- ・興行場（映画館や演劇場など）
- ・カラオケボックス
- ・インターネットカフェやマンガ喫茶など
- ・ボウリング場 ・ゲームコーナー等

◆深夜入場禁止の掲示

これら施設の経営者等は、入場しようとする者が見やすい場所に、青少年の深夜入場禁止の旨の掲示をしなければなりません。

（罰則：違反者には5万円以下の罰金が科せられます。）



< 掲示の様式 >

青少年の入場禁止

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例により、午後 11 時から翌日の午前 4 時までの間は、青少年の入場を堅くお断りします。

※縦 20cm 以上×横 50cm 以上の大きさとすること。

◆帰宅を促す措置

深夜に、その施設内や敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。ただし、この場合は、保護者同伴の青少年は除きます。

【第 16 条の 2】 遊技場への入場に関する保護者の努力義務

◆保護者は、射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設（パチンコ店、麻雀荘など）に、青少年を入場させないように努めなければなりません。

【第 16 条の 3】 インターネット上の情報利用等に係る保護者・事業者等の努力義務

【保護者、学校及び青少年の職場の関係者は】

◆判断能力の育成等

インターネットの利用に伴う危険性や過度の利用による弊害等について、自ら理解を深めるように努めなければなりません。また、インターネットの利用により得られる情報で、青少年の健全育成を阻害するおそれのある情報（阻害情報）に対する青少年の判断能力の育成に努めなければなりません。

【青少年にインターネットを利用できる場を提供するすべての人は】

◆フィルタリングサービス等の利用

阻害情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」のサービスやソフトを利用する等して、青少年が阻害情報を閲覧、視聴することを防止するように努めなければなりません。

【端末設備の販売等をする業者やプロバイダ、サーバの管理・運営者等は】

◆情報提供

青少年がインターネットの利用により阻害情報を閲覧、視聴することを防止するために必要なフィルタリングサービスやフィルタリングソフトなどの情報提供に努めなければなりません。

【第 16 条の 4】 携帯電話による有害情報の閲覧防止措置

【保護者は】

◆フィルタリングサービスの利用及びフィルタリング有効化措置※の実施

保護者は、青少年が使用する携帯電話（ガラケーなど）やスマートフォンなどにフィルタリングサービスを利用させるように努めなければなりません。さらに、スマートフォンなどを使用させる場合には、フィルタリング有効化措置がされたものを使用させるように努めなければなりません。

※⇒端末自体にフィルタリングソフトウェアを設定すること

〔 フィルタリング有効化措置は、青少年が使用するスマートフォンなどを購入する際（契約変更等を含む）、携帯電話事業者・販売代理店が販売窓口等で行うことが法律で定められています。 〕

◆書面の提出義務

保護者は、携帯電話事業者等に対してフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をするときは、その理由が記載された書面（注 1）を提出しなければなりません。

フィルタリングサービスを利用しない理由とは

- ① 青少年が就労しており、同サービスの利用で、青少年に著しい支障がある場合。
- ② 青少年が障害や疾病を有し、同サービスの利用で、日常生活に著しい支障がある場合。
- ③ 保護者が、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握することで、有害情報を閲覧させないようにする場合。

フィルタリング有効化措置を希望しない理由とは

- ① 保護者が、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握することで、有害情報を閲覧させないようにする場合。
- ② 保護者が、自らの責任において適切にフィルタリング有効化措置を講ずる場合。

【携帯電話事業者等は】

◆説明及び説明書の交付義務

携帯電話事業者等は、携帯電話等の契約者又は使用者が青少年である場合、契約時において、次の事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書(注2)を交付しなければなりません。

〈携帯電話事業者等が説明すべき事項とは〉

- ① 青少年が携帯電話端末等からのインターネット利用により、有害情報を閲覧する可能性があること。
- ② フィルタリングサービスの利用の必要性と内容及びフィルタリング有効化措置の必要性と内容。
- ③ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれるおそれがあること。
- ④ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない申出をするときは、理由が必要であること。
- ⑤ 保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない申出をするときは、理由が必要であること

◆書面の保存義務

携帯電話事業者等は、保護者から提出された

- ① フィルタリングサービスを利用しない旨の書面(注1)
- ② フィルタリング有効化措置を希望しない旨の書面(注1)

を契約が終了する日、又は青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、保存しなければなりません。

◆勧告・公表

携帯電話事業者等が、条例に違反した場合、知事は必要な措置を講ずるように勧告することができます。

また、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができます。



書面(注1)、説明書(注2)・・・電磁的記録(例：タブレット端末への署名など)による方法も認められています。

【第17条】 報告及び立入調査等

◆報告及び立入調査等

知事は、次の者に対して、その業務に関する報告又は資料の提出を求めることができます。また、それぞれの営業所や自動販売機等の設置場所に立入調査を行うことができます。

- ・ 興行場(映画館や演劇場など)経営者等
- ・ 図書類の販売又は貸付けを業とする者
- ・ がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- ・ 有害広告物の広告主又は管理者
- ・ 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者
- ・ 質屋又は古物商若しくは金属くず商等
- ・ カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶、ボウリング場、ゲームコーナー等の経営者等
- ・ 携帯電話事業者及び契約の媒介、取次ぎ、代理を行う業者

(罰則：調査を拒んだり虚偽の資料を提出した者には10万円以下の罰金が科せられます。)

この条例に関する
お問い合わせは…

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年環境班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-3313 FAX 054-221-3362
E-mail kvoui shakvo@pref.shizuoka.lg.jp

